

令和3年度愛媛県 ICT 機器導入促進事業費補助金の公募について

1 目的

愛媛県が ICT 機器を導入する県内の介護サービス事業者に対し、経費の一部を助成することにより、介護業務の効率化につながる ICT 導入を支援し、もって、介護職員の身体的・心理的負担を軽減し、離職防止や職場定着を図る。

2 補助事業の概要

(1)補助対象者…愛媛県内に所在する**介護サービス事業者を運営又は開設する者**
(介護サービス事業者の指定又は許可を受けた者)

(2)補助対象機器…次の **ア** 又は **イ** の要件を満たし、かつ、**ウ** の要件を満たす **ICT 機器**

ア ソフトウェアに係る要件	記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務について、転記等の付随業務が発生することのないよう一貫したサービスを提供するソフトウェア（以下「介護ソフト」という。）であって、次の①から③までのいずれにも該当するものであること。 ① 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）が、介護ソフトを導入する場合は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（令和2年3月26日付け老振発 0326 第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に準じたものを導入する場合に限るものであること。 ② 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること ③ 研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること
イ ハードウェアに係る要件	介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等のハードウェアであること。 ※業務に限定して使用するものに限る。
ウ 個人情報保護に係る要件	個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じているものであること。

※ハードウェアのみを補助対象とする場合、既に介護ソフトによって記録業務等が一気通貫であることが必要

(3)補助率及び補助限度額等

①**補助率**…次の要件のいずれかを満たす場合は **3/4**、それ以外は **1/2**

- CSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用して科学的介護情報システム（LIFE）にデータ提供している又は提供を予定している。
- 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定している。

②**補助限度額**…以下の表の**職員数**に応じた金額

職員数	補助限度額
1名以上10名以下	<u>1,000,000 円</u>
11名以上20名以下	<u>1,600,000 円</u>
21名以上30名以下	<u>2,000,000 円</u>
31名以上	<u>2,600,000 円</u>

※職員数については、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、I C Tの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入（常勤・非常勤の別は問わない。）しても差し支えない。申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）、管理者や生活相談員等の職員については、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

○**対象経費**・・・次に掲げる購入費、リース又はレンタル等に要する費用

（タブレット端末・スマートフォン・インカム等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、I C T導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費）

※ICT導入計画一計画につき、1回の補助（他の補助金等との重複交付は不可）

※県の交付決定前に要した経費は、補助対象としません。

3 補助金交付申請の受付期間申請受付・交付決定など

令和3年6月14日（月）～令和3年7月30日（金）（当日消印有効）

- 受付期間終了後に、申請内容を審査した上で交付を決定。（先着順ではありません）
- 申請書等は、愛媛県ホームページに様式と記載例を掲載しておりますので、ダウンロードしてください。
- 申請書等は、個々の事業所ではなく、法人単位で御提出ください。

※予算の範囲内で交付を決定しますので、全ての要望にお応えできないこともあります。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/ictjhojokin.html>

【申請提出先・問い合わせ先】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課
長寿政策係
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2446 （直通）
FAX 089-935-8075

